国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日　2026/10/22
最終更新日　2026/10/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2026/10/13
国立大学法人名		国立大学法人北海道国立大学機構
法人の長の氏名		長谷山彰
問い合わせ先		経営企画課企画係 TEL:0155-65-4333 E-mail:kikaku01@office.nuc-hokkaido.ac.jp
URL		https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和８年度第３回国立大学法人北海道国立大学機構経営協議会（令和８年10月13日開催）において、令和８年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について、全ての原則に適合していることが確認され、審議の結果、了承を得ました。
監事による確認		令和８年10月13日に国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況について説明を行い、意見交換を実施しました。監事からの意見とその対応については以下のとおりです。 【監事からの意見】 ガバナンス・コードに定められた各原則・補充原則が概ね遵守され、理事長を中心とする運営体制が確立されていることを確認しました。適合状況については、日々の会議陪席や資料チェックなどのほか、必要に応じて担当部署にあらためて確認を行いました。国内で唯一、３つの国立大学を経営統合して当機構が発足して４年余り。組織づくりや業務の効率化が着々と進められています。整備された体制や規程が十分に機能するよう運用を工夫することに加え、これまでの知見を生かし、さらなる業務の見直しや一元化、役割分担の再検討など、効果的・効率的な業務運営に向けた一段の努力を期待します。 個別の項目に関する意見及び対応状況は以下のとおりです。 **原則１－３、補充原則１－３④、１－３⑥、補充原則１－２②、補充原則４－１③** 中期的な財務計画は、第４期中期目標・中期計画策定時に作成されていますが、作成から４年以上が経過し、状況は大きく変化しています。収支などの変動を踏まえた見直しが必要だと思います。第５期の目標策定を見据え、先の見通しに立った財政運営が不可欠です。 財務状況について、月次のリポートが作成されるようになったことを評価します。こうしたデータが役員会や経営戦略会議に報告され、「エビデンスベースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組み」として、経営に生かせる運用を期待します。 （対応状況） 月次財務レポートを作成し、財務状況の把握に努めています。また、第５期中期目標期間を見据え、社会情勢や財務状況の変化を踏まえた将来の財務運営について検討してまいります。

監事による確認		**補充原則２－１－３③** リスクマネジメント体制については、令和７年度後半から本格的な見直しが始まりました。大学個別の事情に配慮しながらも、共通のルールを定め、適切な管理体制が構築されることを期待します。このリスクマネジメントでは、想定リスクの抽出や評価が重要です。社会情勢を踏まえて定期的に見直しを行い、PDCAを回していく必要もあります。 昨今はサイバーセキュリティーにかかわる事件が急増しています。３大学の基幹システム統合に併せて、一層のセキュリティー強化を図ってください。 社会が多様化する中、コンプライアンス問題には幅広に対応していく必要があります。関連の規程は整備されていますが、対象となる事案を限定的に考えることなく、柔軟に運用することが求められます。 （対応状況） 令和７年度から進めているリスクマネジメント体制の見直しにおいて、各大学の実情に配慮しつつ、法人として共通のルールに基づく管理体制の整備を進めています。また、リスクの把握・評価及び見直しを継続的に行うとともに、基幹システム統合に伴う情報セキュリティ対策の強化及びコンプライアンス体制の適切な運用に努めてまいります。 **補充原則４－１②** 学生がどのような教育成果を享受し、どう成長できたかを、各ステークホルダーに示すことは極めて大切です。教学IR担当部署を中心に様々な調査・分析を行いながらも、学内での共有に留めている例もあります。積極的に公表を進めてください。 また機構内には、学生の声を大学運営に生かす仕組みを制度化している大学があります。事情が許せば、好事例として他大学への展開を期待します。 （対応状況） ３大学では、それぞれの実情に応じた方法により教育成果の把握・分析を行うとともに、進学・就職等の進路状況を含む、学生が享受した教育成果を示す情報の公表に取り組んでいます。今後も、教学IRの取組を通じて教育成果に関する情報の把握・分析及び公表の充実に努めるとともに、学生の意見を大学運営に反映する取組をはじめとする参考となる取組事例について、機構内における情報共有に努めてまいります。 **原則４－２、補充原則４－２①～④** 当機構では令和６年に北海道国立大学機構内部統制規程を策定。内部統制システム推進のための体制が構築されています。ただ、内部統制の実効性を高めるためには、体制構築と併せ、適切な運用が不可欠です。特にモニタリングは、各部署・各階層でＰＤＣＡサイクルを回す上で重要ですので、継続的に状況を確認する必要があります。「日常的なモニタリング」と「独立的評価」のそれぞれが、本来の機能を発揮するよう努めてください。 （対応状況） 内部統制システムの実効性向上に向け、日常的なモニタリング及び独立的評価がそれぞれ適切に機能するよう努めるとともに、継続的な点検及び見直しを通じて、内部統制の適切な運用に努めてまいります。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		北海道国立大学機構は、全ての原則を実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		北海道国立大学機構は、全ての原則を実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		北海道国立大学機構は、「北海道経済・産業の発展と国際社会の繁栄並びにSDGsに示された持続可能な社会の実現に貢献するため、北海道内の実学を担う国立大学の教育研究機能を強化し、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上を図る」というミッションを定め、機構が設置する小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学（以下「３大学」という。）の結束と産学官金連携により「実学の知の拠点」を形成することをビジョンとして示すとともに、その実現のための重要な取組を「北海道国立大学機構Dream File」として公表しています。 当該ビジョンに紐づく戦略の策定にあたっては、様々な分野の有識者からなる経営協議会、理事長アドバイザリーボード等を通して、多様な関係者の意見を伺い、社会の要請の把握に努めています。 さらに、令和６年度には、外部ステークホルダーの意見・要望及び３大学の研究成果・シーズの情報を統合・分析、取り組むべき課題を抽出し、異分野融合の力を生かして課題解決に向けた戦略を策定・けん引する産学官金連携統合情報センターを設置するとともに、同センター内に道内外の様々なステークホルダーと地域課題解決のための連携強化を目的とした、北海道広域連携プラットフォームの設立に向け、ニュースレターの定期配信等による情報発信を実施しています。 ◇北海道国立大学機構ミッション・ビジョン https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/about/mission/mission.pdf ◇北海道国立大学機構 Dream File https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/top/brochure.pdf ◇産学官金連携統合情報センター https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/iic/ ◇産学官金・連携教育 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/iac/
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		北海道国立大学機構は、中期目標・中期計画に掲げた戦略の進捗状況と成果を検証した結果について、第４期中期目標期間においては、国立大学法人法の一部改正に伴う年度計画及び年度評価の廃止を踏まえ、毎年度、中期目標・中期計画に係る「自己点検・評価報告書」を作成し、公表しています。 また、外部の意見を法人運営の改善及び機能強化にどのように反映しているかを明らかにするため、外部からの主な意見・要望とその対応状況を公表しています。 ◇中期目標／中期計画／評価 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/plan.php ◇経営協議会における主なご意見・ご要望とその対応状況について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/about/discussions/management_council_feedback.pdf ◇理事長アドバイザリーボードにおける主なご意見・ご要望とその対応状況について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/about/advisoryboard/advisory_board_feedback.pdf

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		北海道国立大学機構は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制について、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築するために、「国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則」を制定し、役員会、経営協議会及び教育研究評議会といった、経営及び教学運営に係る各組織等の権限と責任を明確に規定しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020779.html ◇国立大学法人北海道国立大学機構役員会規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020654.html ◇国立大学法人北海道国立大学機構経営協議会規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020656.html
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		北海道国立大学機構は、総合的な人事方針について、「北海道経済・産業の発展と国際社会の繁栄並びにSDGsに示された持続可能な社会の実現に貢献するため、北海道内の実学を担う国立大学の教育研究機能を強化し、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上を図る」をミッションに掲げています。その実現に向けて必要な人材の確保及び育成を図ることを目的として、教員・職員の適切な年齢構成の実現、ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針を踏まえた人材の活用等を含めた「北海道国立大学機構人事基本方針」を策定し、公表しています。 ◇ミッション・ビジョン / ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/mission.php ◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		北海道国立大学機構は、中期的な財務計画について、ミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、大学法人としての存在価値を最大化するための支出額を試算し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な資金計画（令和４年度～令和９年度）を中期計画において策定しています。 ◇中期目標／中期計画／評価 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/plan.php

補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		北海道国立大学機構は、教育研究の費用及び成果等について、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を記載した「財務諸表」及び財務データ等と教育研究事業の実施状況を関連付けた「事業報告書」を公表しています。また、コストの見える化を進めるため、財務諸表、教育研究等の活動状況、大学の基礎データ等を図表等により解説した「財務レポート」によって、法人の活動状況や資金の使用状況等を分かりやすく公表しています。 ◇財務諸表等 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/finance.php ◇法令等に基づく公表事項 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/public-subject.php
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		北海道国立大学機構は、ミッション実現のため、必要な人材の確保及び育成を図ることを目的として定めた「北海道国立大学機構人事基本方針」を公表し、同方針に基づき、補佐ポストへの積極的な登用による法人経営への参画、高度かつ専門的な研修への参加等により、企画力・マネジメント力といった経営に必要な能力を備える人材を育成しています。 また、３大学においては、将来の執行部候補者を副理事・副学長や学長補佐に登用し、大学運営の経験を積ませることで、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成しています。 ◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		北海道国立大学機構理事長は、策定したビジョンを実現するために、大学総括理事、理事等の理事長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 また、将来の経営を担う人材の育成として３大学において将来の執行部候補者を副学長や学長補佐に任命することで、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組を実践しています。これらの補佐人材の責任・権限等については各規則において明確にし、公表しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020779.html ◇国立大学法人北海道国立大学機構理事に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020653.html ◇国立大学法人北海道国立大学機構副理事に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020658.html ◇小樽商科大学組織・運営規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110010005.html ◇帯広畜産大学副学長に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110000070.html ◇帯広畜産大学学長補佐に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110000355.html ◇北見工業大学副学長選考規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020123.html ◇北見工業大学副学長について（申合せ） https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020124.html ◇北見工業大学学長補佐規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020140.html ◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf ◇国立大学法人北海道国立大学機構大学総括理事及び理事の担当職務 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/officer_responsible_duties_2026.pdf
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則２－３－１ 役員会の議事録		北海道国立大学機構の役員会は、中期目標や予算作成等の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、理事長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。 なお、役員会に至るまでに、経営戦略会議や各大学の運営戦略会議を通じて法人内の関係者と事前に調整を行うことで、適時かつ迅速に審議を行うとともに、議事録を公表しています。 ◇諸会議の開催報告 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure_record/?slug=officer

原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		北海道国立大学機構は、「ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針」に基づき、性別、国籍、年齢、障害等の多様性を尊重した人材活用を進めるとともに、多様な構成員がそれぞれの能力を発揮できる教育研究・労働環境の整備を推進しています。 また、「北海道国立大学機構人事基本方針」に基づき、情報通信政策に精通した人材、産学連携に精通した人材をそれぞれ外部から理事に登用し、情報化戦略、産学官金連携戦略、研究戦略等を担当させることで、経営層の厚みを確保しています。 さらに、学外理事の登用に際しては、求める人材を選任していることが明確になるように経歴及び担当職務を公表し、外部人材の登用状況と法人経営における役割を明らかにしています。 ◇ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/mission.php ◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf ◇役員 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/officer.php ◇国立大学法人北海道国立大学機構大学総括理事及び理事の担当職務 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/officer_responsible_duties_2026.pdf
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		北海道国立大学機構は、経営協議会の学外委員の役割を踏まえ、選考方針を明確にした上で、学界、産業界、公的試験研究機関、地方公共団体の代表者等から適任者を選任することにより、多様な関係者が本機構に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かしています。あわせて、学外委員の選考方針及び委員名簿をウェブサイトで公表し、選任の考え方と委員構成を明らかにしています。 また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、運営においては、多くの委員に出席いただくため、会議日程を予め年間を通じて設定し、資料の事前送付によって会議当日の十分な審議時間を確保するとともに、オンライン会議を活用するなど、会議を効率的に活性化させるための工夫を行っています。 さらに、本部が位置する帯広だけではなく、他の２大学が位置する小樽・北見を開催地とし、学内視察や最新の教育・研究動向を紹介することで、学外委員の理解を深め、議論が活発になるようにしています。 ◇経営協議会委員 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/discussions.php ◇諸会議の開催報告 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure_record/

補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長選考基準」を踏まえ、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長に必要な資質・能力に関する基準に基づき理事長を選考することとしています。 選考に際しては、意向投票によることなく、選考基準である（1）「学界、経済・産業界等の組織におけるマネジメント実績を有し、設置大学の商農工連携による新たな教育研究の価値を見極める先見性と優れたリーダーシップを備え、法人の財政基盤の強化及び大学の教育研究の推進に尽力できること」、（2）「優れたコミュニケーション能力を有し、設置大学の教育研究の自主性・自律性を重視するとともに、各学長との緊密な対話により法人全体の融和を推進することができること」、（3）「経済・産業界、官公庁、他の教育研究機関等との連携を強化するための高い行動力と決断力を有し、地域産業活性化、地域を支える人材育成等に関する具体的な強化策を示して役員及び教職員を先導できること」、（4）「強い発信力とグローバルな視野により、法人及び設置大学の存在感・価値を社会に示し、国内外から厚い期待・信頼を得ることができること」に基づき、理事長選考・監察会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っています。 なお、これらの選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は公表しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長選考基準 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/rijichosenkokijun.pdf ◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		北海道国立大学機構理事長の任期は、ミッションを実現するために理事長が安定的にリーダーシップを発揮することができるように、理事長選考・監察会議における審議を経て、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長及び大学総括理事の任期に関する規程」において、4年としています。 また、継続的な経営・運営体制の構築のため、同規程に「再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない」と規定し、公表しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長及び大学総括理事の任期に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110021130.html ◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php

原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		北海道国立大学機構は、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長解任規程」において解任に係る手続きや事由として、「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、職務上の義務違反があるとき、職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき、その他理事長たるに適しないと認めるとき」を規定し、公表しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長解任規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110021131.html
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する細則」に基づき、理事長の業務執行状況について、その任期の途中において理事長選考基準（詳細は補充原則3-3-1①参照）を評価項目とした業績評価を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果をウェブサイトで公表しています。 ◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php ◇理事長の業績評価について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/performance_evaluation_070523.pdf
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員６名及び各大学の教育研究評議会の評議員から各２名選出された委員６名の計12名で構成されています。 同会議は、会議の中立性・公正性を担保するとともに、機構のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、「経営協議会学外委員からの選出委員は、産学官金の属性及びダイバーシティのバランスを考慮し、多角的な視点から理事長の選考及びその業務執行状況の確認を実施できる構成とするという方針のもと、経営協議会において審議の結果、６名を選出しました。また、教育研究評議会選出委員は、各大学教育研究評議会において審議の結果、無記名投票を実施し、上位２名をそれぞれ選出しました」と、経営協議会及び教育研究評議会における理事長選考・監察会議の委員の選任理由及び選任方法を委員名簿とともに公表しています。 ◇理事長選考・監察会議委員名簿（選任理由及び選任方法を含む） https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/rijichosenkokansatsukaigiiinkaimeibo.pdf ◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php

原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、大学総括理事を置くことに関する事項を所掌するとともに、理事長が大学総括理事を任命するに当たり、その意見を聴く会議体としての役割を担っています。 本機構は、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学の３大学を設置する一法人複数大学であることから、機構が設置する３大学の教育研究機能の強化及び管理体制の円滑化を図るため、大学総括理事を設置することとし、その検討結果に至った理由を公表しています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構大学総括理事候補者について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/wp_hokkaido_ac/wp-content/uploads/2026/01/20260128_vice_president_announcement.pdf ◇国立大学法人北海道国立大学機構大学総括理事の任命について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/wp_hokkaido_ac/wp-content/uploads/2026/04/20260401_vice_president_announcement.pdf

基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		北海道国立大学機構は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくために、コンプライアンス体制、内部監査体制、内部通報窓口等を整備し、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示しています。また、通報窓口については、機構内窓口に加え、弁護士による外部窓口を設置しています。 なお、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める等、適切に内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しています。 また、近年重要性が増している研究インテグリティについて、令和６年度に３大学がそれぞれ対応していた状況を見直し、法人として統一的に「北海道国立大学機構における研究インテグリティの確保に関する規程」を定め、研究インテグリティ・マネジメント委員会を設置しました。同規程に基づき、研究インテグリティの確保に関する理解醸成を図るため「管理体制」や「国際化、オープン化に伴う研究リスク」をテーマにしたFD・SD研修会の実施、情報収集による懸念されるリスクの検討等の対策を講じています。 ◇国立大学法人北海道国立大学機構内部統制システムの概要 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/overview_of_internal_control_system.pdf ◇北海道国立大学機構内部統制規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110021217.html ◇北海道国立大学機構コンプライアンス基本規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020807.html ◇北海道国立大学機構公益通報者保護規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020668.html ◇公益通報窓口 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/contact.php ◇北海道国立大学機構監査室内部監査規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110020710.html ◇北海道国立大学機構における研究活動に係る行動規範 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/research_code_of_conduct.pdf ◇研究活動の不正行為防止 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/injustice-contact.php ◇北海道国立大学機構における研究インテグリティの確保に関する規程 https://public1.legalcrud.com/nuc_hokkaido/act/110021260.html

原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		北海道国立大学機構は、公共的財産として活動の透明性を確保するために、法令等に基づく情報公開については、ウェブサイト上に「法令等に基づく公表事項」というページを設け、業務方法書、財務情報、環境報告書、ガバナンス・コードの適合状況等を網羅的に公表しています。 また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の情報についても、ウェブサイト、シンポジウム、メールマガジン、SNS及び刊行物等を通じて積極的に情報発信しています。 さらに、外部の意見を法人運営の改善及び機能強化にどのように反映しているかを明らかにするため、外部からの主な意見・要望とその対応状況を公表しています。 ◇情報公開 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/ ◇法令等に基づく公表事項 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/public-subject.php ◇NEWS一覧 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/news/ ◇EVENT一覧 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/event/ ◇STUDENT NOW！一覧 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/student/ ◇経営協議会における主なご意見・ご要望とその対応状況について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/about/discussions/management_council_feedback.pdf ◇理事長アドバイザリーボードにおける主なご意見・ご要望とその対応状況について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/about/advisoryboard/advisory_board_feedback.pdf

補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		北海道国立大学機構は、多様な関係者を有することを踏まえ、国民・社会との間における透明性の確保を目指しガバナンスの向上に努めるために、受験生、卒業生、一般・企業、保護者、在学生、教職員等の多様なステークホルダーを対象にウェブサイト、シンポジウム、メールマガジン、SNS及び刊行物等、情報の公表を行う目的、意味を考えた上で、より効果的な媒体、内容を選択し、公表しています。 また、学生・教員が参画するブランディングプロジェクトを通じて、ブランドコンセプト、略称及び略称ロゴを策定・公表するなど、機構及び各大学の特色を効果的に発信する取組を進めています。 ◇北海道国立大学機構ウェブサイト https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/ ◇北海道国立大学機構 Dream File https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/top/brochure.pdf ◇小樽商科大学広報誌紹介 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/publicity/ ◇帯広畜産大学広報・刊行物 https://www.obihiro.ac.jp/navi-public-relations ◇北見工業大学刊行物 https://www.kitami-it.ac.jp/about/publication/ ◇当機構の新たなブランドコンセプト、略称および略称ロゴを策定しました https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/news/6362/

補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		３大学は、学生が卒業又は修了するまでに身に付ける必要がある知識や能力、その達成に必要な教育課程の内容をディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとして定め、公表しています。 また、毎年度実施する授業アンケートや卒業・修了時のアンケート等により把握・分析した満足度、卒業・修了後の進学・就職等の進路状況など、学生が享受した教育成果を示す情報を公表しています。 ◇小樽商科大学大学教育情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/education_info/ ◇小樽商科大学FD活動報告書 https://www.otaru-uc.ac.jp/cgs/esd/hermes/ ◇小樽商科大学学生生活に関する調査報告書 https://www.otaru-uc.ac.jp/student/student_report/ ◇帯広畜産大学 教育情報 https://www.obihiro.ac.jp/edu-info ◇帯広畜産大学3つのポリシーとアセスメント・ポリシー https://www.obihiro.ac.jp/3policy-ug ◇帯広畜産大学大学教育センター https://www.obihiro.ac.jp/navi-edu-affairs ◇北見工業大学教育情報 https://www.kitami-it.ac.jp/about/disclosure/kyoikujoho/ ◇小樽商科大学就職状況 https://www.otaru-uc.ac.jp/career/data/ ◇帯広畜産大学卒業・修了者数・就職状況 https://www.obihiro.ac.jp/number-graduates ◇北見工業大学就職・進路データ https://www.kitami-it.ac.jp/campuslife/career-support/tokei-shinro/

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		【独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報】 ◇組織・業務・財務に関する情報 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/ ◇組織、業務の評価に関する情報 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/